

	<p>発行●みやぎ脱原発・風の会</p> <p>〈連絡先〉〒980-0811          仙台市青葉区一番町 4-1-3          仙台市市民活動サポートセンター内 LC No.76          電話&amp;FAX 022-356-7092 (須田)  <a href="http://miyagi-kazenokai.com/">http://miyagi-kazenokai.com/</a></p>
<p>2-106号 (通巻 285号) 2020. 5. 20.</p>	<p>《郵便振替口座》02220-3-49486          会費●3000円 賛同会費●1000円/年</p>

## コロナ禍の中でも、女川2再稼働を止める闘いの継続を！

### —「県議会請願署名」運動にご協力を！—

東北電力は4月30日、女川原発2号機の再稼働の前提となる安全対策工事の完了を、これまでの2020年度後半から、2022年度に延期すると発表した。延期は4回目だ。延期の具体的な理由について東北電力は、規制委員会での審査の結果、「地下水位低下設備の信頼性向上対策」や「竜巻防護ネットの設置工事」が追加されたこと、および、それらに加え従来から計画していた「防潮壁の設置工事」も狭隘な2号機海水ポンプエリアで実施するため、現場工事工程の調整を行った結果、2022年度の工事完了を目指していくこととした、と発表している。

その一方、新型コロナウイルス感染拡大で、宮城県にも「緊急事態宣言」が発令され(4月16日～5月14日)、再稼働を進める側でも、またそれを止めようとする私たちの運動の側でも、少なからず影響を受けている。そうした通常とは違った状況ではあるものの、私たちは決して警戒を解くことなく、今できることに尽力して、再稼働を止める闘いを進めていきたい。

#### ●東北電力と宮城県に緊急の申し入れを実施

5月14日、県内18団体が東北電力に対し、新型コロナウイルスの感染が広がる中で女川原発2号機の安全対策工事をを行うのは感染のリスクが高いとして、工事の停止を申し入れた。また、同日宮城県に対しても、再稼働「地元同意」手続きの一旦停止を申し入れた。マスコミの関心も高く、テレビニュースや新聞で取り上げられた。

これら2つの申し入れにはそれぞれ現実的な根拠がある。まず、原発での工事について。現在、女川原発では一日当たり約2800人が工事や点検などを行っているが、密閉を基本とする「放射能対策」と、3密を回避し換気を基本とする「コ

ロナ対策」は真逆であり相容れない。実際、玄海原発では「特定重大事故等対処施設」の工事関係者2人が新型コロナウイルスに感染したことから、4月14日から24日まで工事を中断した。また、柏崎市内の東電関係者5人が新型コロナウイルスに感染したことを受け、4月27日から5月10日まで柏崎刈羽原子力発電所内の工事件数の8割が中断に追い込まれている。

申し入れに対応した東北電力広報地域交流課の担当者は、「安全対策工事は業務の優先度が高く、引き続き感染防止対策を図りながら続けたい」と答えたが、飲食店など多業種に「休業要請」「自粛要請」が出される状況下で、リスクが高く「不要不急」な原発の安全対策工事を中止しないのは、工事関係労働者の安全を守る観点からも間違っているとわざとを言わない。

また、村井県知事への申し入れは、新型コロナウイルスの感染拡大で、多くの人が集まる「住民説明会」を開くことができず、県民の理解を求められる状況ではないことや、女川原発2号機の安全対策工事の完了時期が2022年度に延期されたことなどから、感染が収束し、社会経済の混乱が収まるまでは、再稼働に向けた手続きを進めないよう求めたものだった。

これは、4月22日に開かれた女川町議会の原発対策特別委員会において、当初予定されていた資源エネルギー庁と原子力規制庁の担当者からの聴取が、新型コロナウイルス感染拡大の影響で延期された中で、宮元委員長が「いつ結論を出すという目標が立てられない状況。新型コロナが終息しなければ、省いて進めることも考えられる」と話したと報道されたことも背景にある。

当初県が思い描いていた安全性検討会や住民説明会の開催ができなくなっている中で、拙速に結論を出そうとすると、プランの縮小または変更が

なし崩し的に行われる恐れがあることから、あらかじめそのような「スケジュールありき」の対応をしないように求めるものだった。すでにBWR型で審査「合格」済の柏崎刈羽 6、7号機と東海第2は、いずれも地元同意には至っていないことからいっても、また今後安全対策工事に無理があることが判明しないか、その経費に東北電力は耐えられるのかといった「問題山積」の状況からいっても、女川2号機の「地元同意」手続きを進める必要性・緊急性はまったく「不要不急」である。

申入れに対応した県原子力安全対策課の伊藤健治課長は、「今は何も決まっていない」と繰り返すにとどまったが、コロナ対策で露出度の多い村井知事には、あくまで県民の健康と生活を守ることに集中していただき、再稼働問題について検討するのはコロナが収束してからにしてほしいというのは、大多数の県民の思いではないかと考える。

## ●6・14「みやぎ県民大集会」は一旦白紙に

一方、昨年から「実行委員会」を結成して準備してきた「さようなら原発 みやぎ県民大集会」は、当初3月22日開催ということで賛同や参加を呼びかけてきたが、コロナウイルス感染状況を受けて、6月14日に延期となった。が、4月16日に宮城県でも「緊急事態宣言」が発令され、現状では6月の開催は難しいのではないかとということで、一旦白紙となった。

しかし、県などは、来年の知事選などをにらみ、ずるずると「同意」決定を先延ばしにしたいことも考えられ、9月県議会での議決の可能性は否定できない。したがって、タイミングをみて集会・デモを実行委員会として呼びかけると思うので、風の会としても全面的に協力していきたい。また、神田香織さんの講演会についても、改めて準備されることが検討されているので、決まり次第ご報告したい。

## ●宮城県議会への「女川原発の再稼働をしないように求める請願署名」運動にご協力を！

先にも述べたように、6月は無理だとしても、早ければ9月の宮城県議会で村井知事は再稼働の「同意」を表明する可能性がある（もちろん、その前に安全性検討会の最終報告や、各地での住民説明会、市町村長の見解などを踏まえてになるが）。そこで、県議会へ「女川原発の再稼働をしないように求める請願」を出そうという動きがある。これを市民の声で後押ししようと、現在署名運動が展開されている（ネット署名も検討中）。風の会としても、これに全面的に協力し、再稼働を止める市民の声を集中していきたいと考える。

＜この署名運動にご協力いただける方がいれば、風の会に連絡いただければ署名用紙を郵送いたします（HPからも印刷できます）。よろしくお願ひします。＞

先日の河北新報の世論調査でも、再稼働に「反対」「どちらかといえば反対」を合わせた反対意見は計61.5%となった。「賛成」「どちらかといえば賛成」の賛成意見は計36.3%であり、世論は圧倒的に再稼働反対である。しかし、議会では自民党・公明党が過半数を占めているため、この世論が議会で反映されない「ねじれ状態」が続いている。この壁をなんとしても打ち破るため、この世論をいかに「見える化」していくかが重要だ。当面は街頭での活動に限られる中、まずは上記の署名運動を展開していこう。

5月15日、石巻市内14の市民団体が、石巻市長に「女川原発2号機の再稼働に同意しないように求める要請書」を提出。女川町や石巻市でも、議会での再稼働反対の請願が取り組まれている。この動きと連動して、全県的なうねりを、この夏から秋にかけて作り出していこう。

（風の会事務局 舘脇）

## 第23回女川原子力発電所2号機の安全性に関する検討会（傍聴報告）

### ——原子力規制庁の報告会？——

2020年3月23日13時から「第23回女川原子力発電所2号機の安全性に関する検討会」が開催されました。傍聴者は新型コロナウイルス対策で制限され10名、報道関係者12名以上、テレビカメラ3台（NHK、MMT、TBC）でした。翌日『河北新報』に記事が載りました。

欠席委員は、前回同様今村さん首藤さんでした

（意見を聞きたかったのに、今回も欠席で残念！）。議題は、原子力規制委員会による審査結果「女川原子力発電所2号炉に関する審査の概要」と「女川原子力発電所2号機の安全性に関する検討結果（案）」でした。資料は、下記の宮城県原子力安全対策課HPにアップされています。

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/gentai/>

印象に残った点だけ報告します。

## 1. 資料-2 女川原子力発電所2号炉に関する 審査の概要

・176 回もの「審査会合」での内容をまとめた187 ページを、1 時間 30 分ほどで原子力規制庁が説明。

①はじめに、新規規制基準や、女川 2 号炉の審査の経過

②福島原発事故の教訓や強化した基準、主な対策

③女川 2 号炉の審査の概要として、①設計基準対象施設、②重大事故対処施設及び重大事故対策手順書、そして原子力規制委員会としての結論（P 184）・・・R2.2.26.審査書了承、設置変更許可する。

以上の説明を行った。（中身が多くて、疲れて、さすがに飽きてくる。）

## 2. 資料-3 「安全性検討会」において出された 意見の原子力規制庁への確認事項

・上記の説明（一部分）

①基準地震動  $S_s-D1$  の長周期の震度裕度について説明求む。

②3.11 地震規模  $M_w 8.2 \sim 8.3$  は適切か。

③大気への放射性物質拡散抑制設備能力への疑問。

### ・その後質疑が行われた。

資料-3 ①について

●岩崎さん・・・住民の方には、地震の度に基準地震動が例えば 580 から 1000 ガルと大きくなってきたことへの不信感がある。これ以上あがらないのか。（原子力規制庁は、現在の科学的知見で考えられる事で対応すると回答。）

資料-3 ③について

●岩崎さん・・・格納容器フィルターベントについて、有効に働くことの確認をして欲しい。（原子力規制庁は、工事計画認可の中で性能を確認すると回答。）

## 3. 一般論としての質問

●鈴木さん・・・女川 2 号炉に対してどんな問題があり、どう対処したのか。（原子力規制庁は、「女川は、被災プラントである事で安全性確保できるのか、防潮堤下部の地盤改良による地下水水位上昇問題があり、今後工事計画認可や保安規定変更認可で確認してゆく」？と言った様に聞こえた。）

●栗田さん・・・資料-2（P 22～26）コンクリートのひび割れに関する初期剛性低下に対して、安全だと言われても分かりにくい。（原子力規制庁は、今後の大きな地震に対しては、コンクリートから鉄筋に地震力の負担が移行するので、ひび割れても耐力に変わりない？と言った様に聞こえ

た。）（本当に大丈夫だろうか？）

●若林さん・・・水蒸気爆発についての規制庁の考えは？（原子力規制庁は、外部トリガーの発生は極めて低く、水蒸気爆発の発生は極めて低いと言った様に聞こえた。）

●岩崎さん・・・規制庁は、女川 2 号炉が被災プラントであることを踏まえて、特別の目線で対応するとのことだが、工事計画認可で動かすことは重要なので、厳しい目で見ていただきたい。（原子力規制庁は工事計画認可で確認すると回答。）

## 4. 資料-4 女川原子力発電所2号機の安全性 に関する検討結果（案）

1.東日本大震災後の施設の健全性について

2.新規規制基準適合性審査申請について

3.その他

として、今まで実施した「安全性検討会」の内容が 133 ページの案として提出され、女川町長、石巻市長へ提出したいとの事。

この会議では意見は出ず、意見があれば事務局へ出して欲しいとなり、あっけなく終了した。次回もあるそうだが、こんな終わり方で良いのだろうかと思った。

●会議終了後の若林座長への報道陣の質問で「これで女川原発が稼働して、安全と言えるのでしょうか」とあり、若林座長は「この検討会は、安全かどうかを言うのではなく、新規規制基準により安全性が高まったかどうかを確認することだ。」と答弁。一般に、「安全性検討会」と言えば、安全性を保障してくれると思ってしまうが、そうではないのである。

（2020.4.26.記 兵藤則雄）



アルコール  
除菌スプレー  
2020.  
4/7

宮城県の女川2「安全性検討会」は、2020.2.7の第22回会合で東北電力から最後の説明を受け、3.23の第23回会合で国(規制庁)から適合性審査の説明を受け、次回会合で「検討結果」を公表して“オシマイ・お役御免”というスケジュールのようですが、果たしてそれでいいのでしょうか。(…と書いていたら、それに対して新型コロナウイルスが“待った”をかけている状況になり、思わず生じた時間的猶予・外出自粛を利用して様々な資料に目を通すことができました。)

一方、2007年の中越沖地震を契機に始まった新潟県の検証作業は、福島原発事故後も継続中です。直近の2020.1.31「技術委員会(令和元年度第1回)」で、同県の原子力安全対策課長が「技術委員会には、福島第一原子力発電所の事故原因の検証を引き続きお願いするとともに、それを踏まえた柏崎刈羽原子力発電所の安全対策の確認を並行して進めていただきたい」と思っております。…技術委員会の議論が原子力発電所の安全確保や県民の皆様の信頼へつながっていくものと考えております。」<議事録2-3頁:下線筆者>と挨拶し、山内委員も「この委員会の目的は、専門家以外の特に県民の皆様にどのように福島の問題が柏崎のことに関係していくか」を示すことにあり、現在なされている適合性審査=「バックフィットというのは、福島第一原子力発電所の事故原因に基づいて、従来の規制では不十分なところを、まさしく規制をやり直す」ことが重要と述べ<20頁>、原発の安全確認には福島原発事故の検証が不可欠で、その議論こそが原発の安全確保や県民の信頼につながることを認識しています。

また、柏崎刈羽(KK)6・7が既に「規制委審査に合格」し、今後の焦点が柏崎刈羽7(6は未申請)の「工事計画」に移ることについて、委員の一人・田中三彦さんが「保安規定・運転操作手順書」の議論もまだ残っていると指摘したことに対し、同課長は「保安規定のスケジュール感が見え次第、また議論してもらいたい」と回答<6-7頁>。すなわち、東電・山本部長が「新規制基準の

1. 新規制基準適合に関する手続き(1/2)

1) 原子炉設置変更許可  
 ○新規制基準では、東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、地震、津波等の基準を強化した上で、既存の原子炉に対してもバックフィットさせることに加え、仮に、今回見直した基準における想定を超える事故や自然災害が発生した場合においても、炉心損傷の防止、格納容器の破損の防止、放射性物質の拡散抑制としての対策を要求。  
 ○設置変更許可の審査においては、**発電用原子炉の原子炉施設の位置、構造及び設備、発電用原子炉設置者の技術的能力等**が、これらの基準に適合しているかを審査。

2) 工事計画認可  
 ○工事計画の審査においては、**発電用原子炉施設の詳細設計、設計及び工事に係る品質管理の方法等**が、設置許可と整合しているか、基準に適合しているかを審査。

本日概要を説明  
 ※内容は、現在審査中のため、設計の詳細についての御質問に関しては、審査の進捗に合わせて説明する

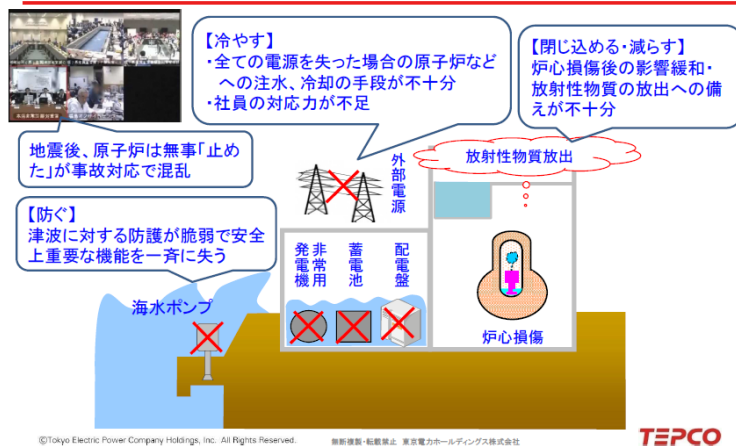
3) 保安規定変更認可  
 ○保安規定の審査においては、保安規定に定める**発電用原子炉施設の保安のために必要な措置**が、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でないものを審査。

原子力規制委員会HP 新規制基準適合性に係る審査・検査の流れより引用



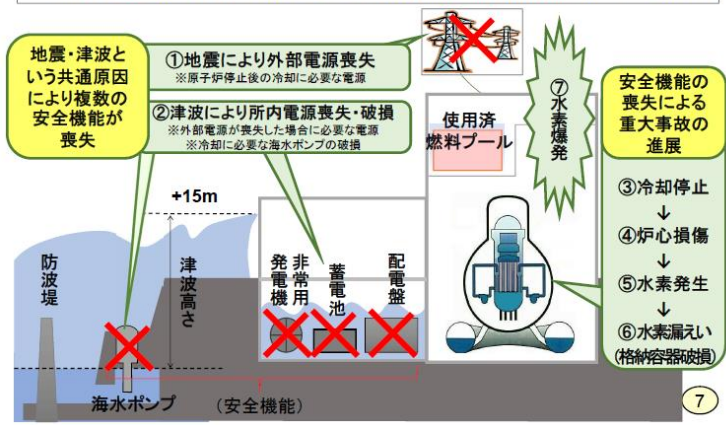
適合性申請を申し込む…ときには、設置変更許可と工事計画書、保安規定を3点セットで一度申請しております。ただし…最初に申請した段階での工事計画ないし保安規定というのは、設置許可が出た後に順次補正をして、もう1回審査し直していただく<25頁>と述べているとおり、規制委で設置変更許可・工事計画認可・

1.2 福島第一原子力発電所事故(まとめ)



(1) 福島第一原子力発電所事故における教訓

- > 福島第一原子力発電所事故では、地震や津波などの共通原因により複数の安全機能が喪失。
- > さらに、その後の重大事故(シビアアクシデント)の進展を食い止めることができなかった。



保安規定認可【同技術会資料No.2-2:2頁】の審査が進む都度、技術委員会が内容を継続的に検証することに‘県も東電も同意’しており、そうすることで初めて原発の安全確保や県民の信頼が得られると考えているのです。

加えて、福島原発事故で筆者がこだわる「保安規定・運転操作手順書」問題に関し、東電自身が「事故対応で混乱」とか「社員の対応力が不足」などの反省の弁を述べており<同技術会資料No.2-1:3頁【前頁上図】>、最終的にはそれらが保安規定・手順書でどのように解消されるのが重要ですが（本稿の最後に関連論考）、さすがは田中三彦さん、その前提として‘福島事故時にどんな問題点があったのか’をきちんと究明することが不可欠だと指摘しています<15、28-29頁>。

ところで、福島事故に関して気になったのは、新潟県では上記のとおり当事者の東電が事故対応（ソフト面）の問題を認めているのに【前頁上図】、宮城県の検討会で説明した国（規制庁）はそれを完全に無視していることです【前頁下図：第23回検討会・規制庁資料-2の7頁<“もしや”と思ったら、規制委発足直後の2013.7「新規制基準—概要—」4頁図の使い回しと判明（若干の違いあり）。その後の知見を反映させる気はない？>】。しかも、東電は「炉心損傷」と「放射性物質放出」を強調しているのに対し、国は「⑦水素爆発」を強調する一方、「④炉心損傷」が目立たない図（炉心・圧力容器内が水色）を掲載し、‘重大事故の進展’がもたらす最悪の結果である「放射性物質放出」という言葉もありません。

その程度の認識の国の“合格説明”を聞いて、宮城県検討会の各委員は、女川2が福島原発事故の教訓（最新知見も含めて）が反映されていると納得したのでしょうか。女川1・3の被災状況を一切検討もせず、女川2の健全性・耐震性が確保されていると判断できるのでしょうか。そして何より、工事計画認可申請へ先送りされた問題（＝未解決）も少なからずある中で、この間の質問と回答（Q&A）を羅列した「検討結果」の公表

（女川町・石巻市への提供）だけで、“県民の信頼・付託”に応えたと考えているのでしょうか。

前記田中三彦さんの保安規定問題の指摘に関連して、2020.3.30に東電が「KK保安規定」の変更認可申請を行なったことが『東電の適格性審査へ』との見出しで報じられ、規制委に対する2017.8.25東電社長の回答文書に示された「7項目」が盛り込まれたとのこと<3.31朝日>。そこで、3.30補正書を見てみると、変更後の「第2条（基本方針）」に【原子力事業者としての基本姿勢】として「7項目」が列挙され、回答文書も「別添」されていました【下の引用】。

また、その前に提出された2.27保安規定変更申請も同時に見てみたところ、長年慣れ親しんだ？「**定検：定期検査**」という用語が、この4月からの原発の検査制度（R2.1.23 実用炉規則改正）の見直し<『反原発新聞』504号：「反原発講座」長沢啓行さんの解説参照>に伴い、全て「**定事検：定期事業者検査**」という表現に変更され、「第11条の2（原子炉の運転期間）」では、表11の2の運転期間（13ヶ月）の範囲内が、「実用炉規則第55条第4項第1号に基づき」規制委が承認した範囲内（最長24ヶ月？）で運転を行う、となっていました。

ところが、3.30補正書【次頁右の引用】では、上記「**定事検**」との表現には変更されておらず、「第11条の2」も「実用炉規則第49条第1項第2号に基づき」となっていて、不思議に思いました。

そこで両者の「1. 変更の内容」を読んで（眺

変 更 後	備 考
<p>(基本方針)</p> <p>第2条 発電所における保安活動は、<u>原子力事業者としての基本姿勢（当発電所にかかわるものに限る）に則り、安全文化を基礎とし、放射線及び放射性物質の放出による従業員及び公衆の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限りの低い水準に保つとともに、災害の防止のために、適切な品質保証活動に基づき実施する。</u></p> <p><u>保安活動における原子力事業者としての基本姿勢は、以下のとおり。</u></p> <p><b>【原子力事業者としての基本姿勢】</b></p> <p><u>社長は、福島原子力事故を起こした当事者のトップとして、二度と事故を起こさないと固く誓う。社長の責任のもと、当社は、福島第一原子力発電所の廃炉をやり遂げるとともに終わりなき原子力発電所の安全性向上を両立させていく。</u></p> <p><u>その実現にあたっては、地元の要請に真摯に向き合い、決して後上がりにはならず、地元と対話を重ね、主体性を持って責任を果たしていく。</u></p> <p>1. <u>福島第一原子力発電所の廃炉を進めるにあたっては、地元をはじめ関係者に対して理解を得ながら、廃炉を最後までやり遂げていく。</u></p> <p>2. <u>福島第一原子力発電所の廃炉をやり遂げるとともに、柏崎刈羽原子力発電所の安全対策に必要な資金を確保していく。</u></p> <p>3. <u>安全性をおろそかにして経済性を優先することはない。</u></p> <p>4. <u>世界中の運転経験や技術の進歩を学び、リスクを低減する努力を継続していく。</u></p> <p>5. <u>原子力発電所の安全性を向上するため、現場からの提案、世界中の団体・企業からの学びなどによる改善を継続的に行っていく。</u></p> <p>6. <u>社長は、原子力設置者のトップとして原子力安全の責任を担っていく。</u></p> <p>7. <u>良好な部門間のコミュニケーションや発電所と本社経営層のコミュニケーションを通じて、情報を一元的に共有していく。</u></p> <p>※：上記「原子力事業者としての基本姿勢」の作成にあたり、別添に示す「2017年8月25日原子力規制委員会提出文書」を参照している。</p>	<p>原子力規制委員会への回答文書の反映に伴う変更</p>

めて)みると、3.30 補正は (H30.9.19 と) R2.2.27 に変更認可を受けたばかりの最新保安規定の補正で、2.27 変更申請は新検査制度導入等に伴う H30.9.19 認可の(最新の一個前の)古い保安規定の変更申請で、別物と判明(変更申請が出され、その後に補正が出されたら、直前申請の補正と考えるのが普通では?)。

2020.4.21 東電資料 1-1<1 頁>には、今後の予定として「(2.27) 当該申請の認可後、その内容をふまえた補正を行う予定」とあることから、2.27 申請が認可され最新の保安規定となれば、R2.2.27 保安規定の 3.30 補正版が、さらに 2.27 申請の「内容をふまえた補正」をされるのでしょうか(第 11 条の 2 の実用炉規則を見ると、素人判断では 3.30 補正の方が正しいような気もしますが)。結局、上記実用炉規則の条項のどちらが正しい保安規定に記載されるのか、また、例えば「第 2 条の 3 (安全文化の醸成)」は 2.27 変更申請では削除され、3.30 補正では削除されないことになっています(他にも両書面で異なる部分や重複部分が多数あり)、どちらになるのか(変更と補正の提出時期と優先関係などで)、筆者には「ニワトリ・タマゴ論争」のようでよくわかりません【どなたか詳しい方(東電や東北電力?)、お教え下さい】。

いずれにしても、2020.3.26 東電資料 1-2-1<1 頁>で、(新検査制度導入に伴う)「要求事項を反映した保安規定の早期認可のため、炉規制法施行前に保安規定変更認可申請を実施(2020.2.27 関西電力殿、中部電力殿と同日に申請)」と、2.27 申請は「早期認可のため」と明言されていますが、変更・補正をゴチャゴチャに並行して(急いで)進めるところに、7 項目のうちの「3. 安全性をおろそかにして経済性を優先することはしない。」という基本方針が反映されていないと感ずるのは、筆者の理解・読解力不足のせいでしょうか。

なお、「第 11 条の 2」の運転期間に関しては、規制委『保安規定基準』で「①原子炉を停止して行う必要のある点検、検査の間隔から定まる期間、②燃料交換の間隔から定まる期間(原子炉起動から次回定期検査を開始するために原子炉を停止するまでの期間)、のうちいずれか短い期間の範囲内」とされ、現行では上述のとおり「13ヶ月」ですが、前号『鳴り砂』別冊「気

変更後								備考															
(原子炉の運転期間) 第 11 条の 2 所長は、表 11 の 2 に定める原子炉の運転期間 <sup>※1</sup> の範囲内で運転を行う。なお、 <u>実用炉規則</u> <u>第 49 条第 1 項第 2 号</u> に基づき、原子力規制委員会が定期検査を受けるべき時期を定めて承認している場合は、その承認を受けた時期の範囲内で運転を行う。								原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う変更(新規基準の施行に伴う変更)															
表 11 の 2 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1号炉</th> <th>2号炉</th> <th>3号炉</th> <th>4号炉</th> <th>5号炉</th> <th>6号炉</th> <th>7号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉の運転期間</td> <td>13ヶ月</td> <td>13ヶ月</td> <td>13ヶ月</td> <td>13ヶ月</td> <td>13ヶ月</td> <td>13ヶ月</td> <td>13ヶ月</td> </tr> </tbody> </table>										1号炉	2号炉	3号炉	4号炉	5号炉	6号炉	7号炉	原子炉の運転期間	13ヶ月	13ヶ月	13ヶ月	13ヶ月	13ヶ月	13ヶ月
	1号炉	2号炉	3号炉	4号炉	5号炉	6号炉	7号炉																
原子炉の運転期間	13ヶ月	13ヶ月	13ヶ月	13ヶ月	13ヶ月	13ヶ月	13ヶ月																
※1：原子炉の運転期間とは、定期検査が終了した日から、次回定期検査を開始するために原子炉を停止するまでの期間をいう。なお、「原子炉を停止する」とは、当該原子炉の主発電機の解列をいう。以下、本条において同じ。																							

になる動き 82」で指摘した「燃焼度問題=安全性」から考えれば、24ヶ月連続運転(②燃料交換間隔長期化=経済性)は“継続的には不可能(時々なら可能)”だということを、改めて強調したいと思います。

【付言すれば、田中三彦さんは 1.31 議論の最後に“直前に関心を集めた”木村俊雄氏の「文春論考」を取り上げ、木村氏がその主張を最初に公表した後の 2014.1.14 新潟県「第 2 回課題別ディスカッション」で田中さんが発問し、「炉心流量ゼロはローカットフィルターのためで、実際にはゼロではない」とした東電の見解が今も変わっていないことを確認<38-39 頁>。これは『鳴り砂 No.281』別冊「気になる動き 80」の筆者の考察とも整合。閑話休題、このように福島事故の話題を多岐にわたって議論できることが重要だと思います(そのような場にいる田中さんの努力にも敬服)】

<2020.4.30 完>

(仙台原子力問題研究グループ I)

## 《5.2 追記》

本稿作成中、<4.24 朝日>は、『女川再稼働判断 遅れも』という見出しで、新型コロナウイルスの影響で、村井知事の同意判断の前提となる「住民説明会(原発から 30 km 圏内の 6~7 か所での 4 月以降の開催検討)」の見通しが立たず、早ければ 6 月中にも判断すると見られた女川町議会の審議日程(資エネ庁や規制庁からの説明聴取)も先送りとなったことを報じました。県の検討会も含め、自治体の再稼働同意に向けた動きは、今後の「緊急事態宣言の解除」を待っての“仕切り直し”となりますが、女川 2 再稼働に向けた工事は着実に進められているため、油断は禁物です。

…とっていたら、<5.1 朝日>では『女川 2 号機 工期延期 4 回目』との見出しで、今年度(2020 年度)内としていた工事の完了が 2022 年度にずれ込むことが報じられました。同記事

で紹介された高野博・前女川町議のおっしゃるとおり「再稼働を判断する時間が増えた」と思っていますので、特に昨年「雨あられ」のごとく出

された規制委審査資料や、続けざまに開かれた検討会資料に目を通し、女川2の問題点をしっかりと検討したいと思います。 <了>

## 短信 六ヶ所再処理工場「合格」=燃料「逆流」の脅し

規制委は、2020.5.13 日本原燃・六ヶ所再処理工場に「審査合格」を出しました。

再処理で生産(回収)されるプルトニウム(＋ウラン)の利用先とされた「高速増殖炉」も「ブルサーマル」も破綻した今、あとは「核武装(潜在力の保持)」と「使用済燃料保管(原発の維持)」という“ウラの顔”だけがより一層明らかになっています(だからこそ国からも電力会社からも“湯水の如き資金投入”が継続)。そのうち後者に関しては、「再処理が止まれば…約3千トンの使用済み燃料が各電力会社に返されることになる。各地の原発では燃料の保管場所が逼迫している。大量の燃料が「逆流」してくれば…原発が動かせなくなる可能性がある」とされ<5.14朝日>、電力会社は原燃(と青森県+六ヶ所村)に“弱み”を握られた形です。だからこそ規制委は、原子カムラ(小出裕章さん曰く「原子カマフィア」)仲間として、日本原燃と電力会社と地元自治体の三者の窮状を放っておかず、合格としたのではないのでしょうか。

そこで、使用済燃料が六ヶ所から「逆流」したら、本当に女川原発(2号機)が「動かせなくなる」のかどうか、前号『鳴り砂』別冊「気になる動き82」に示した核燃料の動向データ(1・3号機についても追加整理)に基づき、検証してみます。<他の原発でも、廃炉に伴う「使用済燃料の増加無し」を考慮して、検討してみてもは。>

2号機では、使用済燃料プールの貯蔵容量は「炉心装荷量の400%=燃料集合体2240体」です(前号の表記載の300%は、事故・修理等で炉心装荷燃料(100%)を取出すことを考慮したもの)。一方、女川2で発生した使用済燃料が1296体、女川1から移送されたものが95体、六ヶ所へ搬出されたものが▲128体、以上の差引で1263体が保管中で、これに(3.11以降保管中?)の炉心装荷分560体を加えると1823体なので、プールの保管余力は「417体」です。

同様に、1号機では、プール容量「285%・1050体」に対し、発生使用済燃料1831

体(廃炉で今後の増加無し)、女川2への移送分が▲95体、女川3への移送分が▲66体、東海・英・仏へ搬出されたものが▲711体、六ヶ所への搬出分が▲506体、以上の差引で453体、これに炉心装荷分368体(廃炉により使用済に加算)を加えると821体となり、プール余力は「229体」です。

3号機では、プール容量「500%・2800体」に対し、発生使用済燃料640体、女川1からの移送分が66体、以上の合計で706体、これに炉心装荷分560体を加えると1266体となり、プール余力は「1534体」です。

すなわち、女川1～3号機全体では「417+229+1534=2180体」の保管余力があり、仮に六ヶ所搬出分「634体」(1号機:506体、2号機:128体)が返還されたとしても“大丈夫”です。しかも実際には、1号機2001.1.23初回搬出分66体(11.4tU)は「アクティブ試験(2006～2010)」に使用されたBWR燃料1246体(2000-2001年度の搬入計1670体なので)に含まれ処理済みと思われる、最大で「568体」返還ですから、まだ全体で「1612体」の余裕があることが分かります(仮に女川2が今後10～15年稼働(1回の燃料交換約100体として)したとしても、十分に間に合います)。

したがって、東北電力は「返還の脅し」に屈する必要はありませんので、むしろ自ら返還を求め(今後は使用済燃料「直接処分」が主流となることをも先見的に見越して)、本格操業も経済性も“お先真っ暗”な六ヶ所再処理工場(日本原燃)へのこれ以上の不要な支出(保管費・再処理費)を「ゼロ」にするのが、自由競争時代に突入した一民間企業として選択すべき健全な経営判断なのではないのでしょうか。

<2020.5.17記>

(仙台原子力問題研究グループI)

## 策を弄して「実効性の欠如を覆い隠す点において、極めて悪質」

### <3月17日 第3回審尋>

債務者（宮城県、石巻市）は、債権者（石巻市民）の主張（避難計画に実効性がない）に対して以下の反論をしてきた。

第1に、主張自体が失当。申立ての決定に必要なので認否しない。

第2に、安全協定第12条に基づく安全性検討会での結論を踏まえて行われるのが『事前了解』であり、債権者は差止を求める客体を誤っている。避難計画の策定を再稼働前に果たしておくべき法的義務はない。

第3に、「地元同意」は、経済産業大臣から各県知事に対して行われてきた「理解確保の要請」に対する回答で知事が行なう「理解の表明」であり、直接的な法律上の根拠に基づくものではなく、法的な意味を有しない。事実行為としての認識の表明。人格権侵害とはならないし「差止の対象」にもなり得ない。

第4に、原発施設の危険性自体の問題。債権者は放射性物質を大量に放出する事故の発生の危険性ないし蓋然性について、具体的な主張・立証を一切行っていない。

第5「緊急性」ないし「急迫性」を欠いている。

上記の債務者側の主張に対して、第3回審尋期日に準備書面（4）で、反論した。

- 1、避難計画策定は、原子力災害対策特措法をはじめ関係法令上の要請であり、住民の人格権を保護するためである。債務者が行う対策に、人格権侵害の蓋然性があるか否かであること。
- 2、債務者らが義務を果たせず地域住民の健康、生活を守れないなかでの危険性を各段に高める再稼働に同意することは、安全協定の趣旨にも違反して違法であること。「避難計画の策定を再稼働前に果たしておくべき法的義務はない。」という主張に対しては、その理由を明確にさせるために「求釈明書」を提出した。
- 3、「理解の表明」で再稼働という結果をもたらすのだから、妨害予防請求権の行使として差止め請求ができること。
- 4、債務者は、避難計画の不備は人格権侵害とは無関係であるとし、名古屋高裁金沢支部平成30年7月4日判決（電力事業者を相手取った差止め訴訟）を引用しているが、これは電力事業者に運転差し止めを求めた裁判判決であり、引用は当を得ていない。差止めを認めない訴訟のなかでも避難

計画の不備を指摘し人格権侵害を認定している判例が多くあること。

- 5、原子力規制委員会の審査書公表や安全性検討会等の事例を示し、債権者らの被ばくの危険性を否定することができないこと。

審尋では、裁判所から債権者に対し、申立て趣旨の確認が行われ、「債務者が事前了解することの可否の主張について、安全協定12条と同様に、経済産業大臣から知事への理解の表明にも係わることでよいか」「人格権侵害の対象について、身体と生命の安全でよいか」という質問があり、その通りであることを確認した。

債務者には、事前了解の前の工事の法的根拠を示すこと、石巻市地域防災計画を提出するよう求めた。さらに裁判所から債権者が提出した「求釈明書」（申立趣旨への認否を行うこと）への釈明を求めたが、債務者側は、「再稼働前に実効性のある避難計画を策定する義務はないとまでは言わない。積極的に主張する対象ではない。ということで否認しただけ。」という曖昧で無責任な答弁であった。

債権者は、稼働前に実効性のある避難計画を策定する義務があるかないかを明らかにすべきであることを求め、裁判所も認否しないことで良いかと質すと「認否するかしないかの二者択一なら認否しない」と明言した。



### <4月28日 第4回審尋>

第4回審尋期日は、コロナ禍のなかで出廷者数を双方で5名ずつに限定して開催する旨の裁判所の意向を受けて開かれた。債権者側は、準備書面（5）、（6）と陳述書を提出して主張の補充を行った。

- ①債務者らが、実効性があることを積極的に主張しないならば、仮処分は容認されなければならないこと。
- ②避難計画に実効性がないにもかかわらず、女川原発の再稼働を認めれば、万一の時の防護措置がない状態で原発が運転される。これは法制上許され



ない違法な状態を生み出し、地方自治体の責務に反すること。

- ③避難計画の策定は法律に基づく自治体の義務であり、債務者が示した女川地域原子力防災協議会作業部会での「検討」、女川地域原子力協議会での「確認」、原子力防災会議での「了承」は、エネルギー計画に基づく国の手続きでしかなく、法律上の義務をエネルギー計画によって代替できないこと。
- ④3月25日の協議会で「確認」されたが、実効性が確認されたわけではなく、国の方針を掲げただけであり、住民の意見が反映されていないこと。
- ⑤原子力防災会議が「了承」すれば、なぜ避難計画の実効性の確保の根拠になるのか、理由・根拠が明らかにされていないこと。
- ⑥知事は、実態に合致しない「確認」と「了承」に協力し、それを利用して避難計画の正当化を目論んでいる。策を弄して実効性の欠如を覆い隠す点において、自治体に課せられた法律上の義務を故意かつ積極的に踏みにじるものであり、極めて悪質である。この手続きに乗った「地元同意」は違法である。  
概ね、上記の内容である。

審尋で、裁判所から債権者に対して、「事前了解と理解の表明自体が侵害行為か」との確認があり、再稼働との関係での位置づけのため次回まで書面で回答することにした。

債務者側への確認では、「事前了解と理解の表明の時期」について尋ねられ、「当初は、5月の連休明けから地元説明会を始め、6月議会にかけると予定であったが、昨今の状況により検討会や地元説明会が開催できず、延びることになるだろう。6月議会を目指しているが、難しそうだ。」と答弁。「防災会議における了承は既になされたのか。」については、「まだなされていない。防災会議が開かれておらず、予

定も立っていない。」という答弁だった。

今回の尋問から、前最高裁判所調査官であった女性の裁判官に交代した。そのこともあるのか  
**第5回審尋（非公開）が5月27日（水）15時～**に入った。次回で最後の尋問になるのか不明であるが、全力で差止めをもぎ取るために奮闘したい。

### ＜原子力防災会議に申し入れ＞

内閣府が設置している「女川地域原子力防災協議会」は、3月25日「女川地域の緊急時対応」について、実効性について全く論議しないなかで「確認」した。今後、内閣総理大臣が議長である「原子力防災会議」に諮り「了承」して「避難計画」にお墨付きを与えようとしている。

同協議会配下の作業部会で、これまで22回にわたり避難計画を「検討」してきており、3月25日の協議会では、同意差止め仮処分で債権者側が主張してきた「渋滞問題」はじめ「バス確保の困難性」「要支援者の困難性」「複合災害時、避難先拒否時の二次避難所確保」「行政拠点の確保」などが全く審査されず「確認」された。

原子力防災会議のメンバー24人は、ほとんどが大臣など閣僚で実質的な審議がされるわけではなく、了承のセレモニーであり、同協議会での「確認」が実質、避難計画に「合格」を与えるものになっている。

女川原発の避難計画を考える会は、3月26日、原子力防災会議に対して、「緊急時の対応」＝「避難計画」は、十分な審議がされておらず、実効性に欠けているとして「了承せず、防災協議会に差し戻し、実効性について再論議するよう」申し入れ書を送り、更には、今後情報公開請求を通して、審議の内容をチェックしていくことにしている。

（女川原発の避難計画を考える会 日野正美）

## 今年「原子力発電は行わない」等の株主提案

—25年連続、株主217名・254,900株で—

脱原発東北電力株主の会は、下記の6つの「株主提案議案」を、3月29日、昨年の提案株主と、昨年夏に議決権行使書を閲覧・謄写して賛同を確認した全国の株主約800名に、郵送しました。

今回も、株主さんには、「合意書」返送だけでなく、証券会社等に「個別株主通知申出書」を提出し「受付票」を入手・返送する手続きをして頂き、新しい株主さんも48名ほど増え、229名の方から賛同を頂き、電力による「資格審査」の結果、最終的に217

名・254,900株の共同提案となりました（昨年は197名・213,900株）。

4月28日、本社株式課に「株主提案議案」「株主提案権行使請求書」等を提出・受理され、県庁で記者会見し（3名参加）、『河北新報』に掲載された。

●「原子力発電は行わない」～原発はウランの核分裂を利用する技術で、電気を発生させると同時に大量の放射性物質を生み出す。この放射性物質は放射

線を出し生命を傷つけ、一度作り出すと人間の手で消すことが出来ず、放射線を出しながら減って行くのを長い年月待つしかない。日本で原発が始まって以降 50 年以上が経つが、この放射性物質の処理・処分の方法は確立されていないため、私たちの子孫に負の遺産として残していくこととなります。しかもこの放射性物質は作り出された直後は膨大な崩壊熱を発生させるため、冷却することが出来なくなれば福島原発事故の様に炉心溶融させ、大量の放射能を環境に放出させる事態が起こります。これまで発生させた大量の放射性物質の処理処分の方法も見つけれないまま、原発を再稼働させて新たに放射能を生み出すことは人類に対する犯罪です。

●「原子炉設置変更許可の辞退と申請の取り下げ及び提出の断念」～日本の原発で炉心溶融事故は起こらないとする安全神話は福島事故で崩壊しました。新規制基準では炉心溶融事故を前提にその対策が検討されています。この新規制基準は世界一厳しいと言われますが、この間の女川原発 2 号機の審査会合の経過を見ると、不備の多い基準であることが明らかになりました。炉心溶融対策として格納容器下部にコアキャッチャーを装備する事が世界の主流ですが、新規制基準がこれを求めている事が象徴的です。そしてこれまで原発の五重の壁で放射能は外部には漏れないとされていたのが、格納容器が高温過圧になって壊れるのを防ぐために、ベントという手法が許される事になり、放射能が大量に発電所外に放出される可能性が高まりました。この様な原発の安全性を保障しない新規制基準への適合性は求めず、全ての申請を辞退、取り下げ、断念します。

●「放射性廃棄物の発生者責任」～原子力規制委員会は、今年 3 月、女川原発 1 号機の「廃炉措置計画」を認可した。廃炉工程は 4 段階に分かれ、20 年度に着手し、34 年を要し、完了は 53 年度で費用は 419 億円とされている。しかし、この廃炉計画には重要な事項が欠落している。解体によって放射性廃棄物が生じるが、その処分先が決まっていません。更に、使用済み核燃料については敷地内に乾式貯蔵施設を設けることなどが検討されているが、期間、搬出先も未確定のままです。特に搬出先と目される日本原燃の再処理工場の完成時期も延期に次ぐ延期で不透明です。結局、廃炉計画は絵に描いた餅に過ぎず、県民、消費者を納得させることはできません。具体性、実効性のある計画の策定、公表が急がれます。

●「原子力災害対策への責任」～昨年、石巻市民 17 人が、女川原発の重大事故を想定して同市が策定した避難計画には実効性がないとして、同市と宮城県を相手に、女川原発 2 号機再稼働への同意の差し止

めを求める仮処分を仙台地裁に申し立てた。申立書の中で、「大渋滞で 30 キロ圏を脱出できない」「病院や高齢者施設入居者の避難が困難」など、避難計画が現場を見ていない机上のプランであることを明確に論証している。東北電力は、住民の被ばくを防ぐ実効性ある避難計画の策定と避難訓練の実施に、事業者として責任を持ち、その実効性が担保されない限り女川原発の再稼働は行わないこととします。

●「地域に寄り添う取り組み」～2018 年秋、宮城県で取り組まれた「女川原発再稼働の是非を問う県民投票条例」の制定を求める直接請求署名運動は、わずか 2 カ月間で 11 万 1,743 人もの有効署名を集めた。その条例案が上程された県議会はかつてないほど注目を集め、連日傍聴席が県民で埋め尽くされた。そこに示されたことは、多くの県民が「原発」について自分の「思い」「考え」を持っており、意思表示する機会を求めていることでした。「より、そう、ちから。」をコーポレートスローガンとし地域に寄り添う取り組みを進める東北電力は、県民の命と暮らし、子ども達の未来に重大な影響を与える女川原発 2 号機の再稼働に当たって、県民の意向を十分に把握しそれに基づいて判断する必要があります。そのための有効な手段である県民投票の実施を宮城県に求め、県民投票が実施されれば、その投票結果に示された県民の意向に従うものとします。

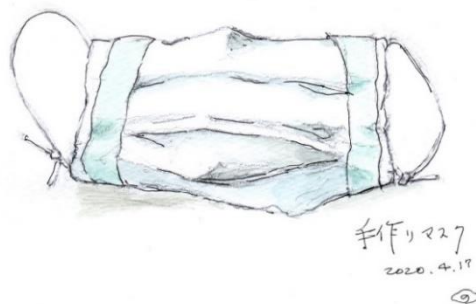
●「原子力発電事業者等への支援の禁止」～「関西電力金品受領不祥事」にみられるように、原発事業が「聖域化」し、水面下では不明瞭な会計処理が行われてきた。東北電力は、日本原電の東海第二原発から実際電気（商品）を受電していないにもかかわらず、震災以降 9 年間、約 100 億円を毎年「基本料」という名目で、資金回収計画もないまま無償提供してきた。「被災」した東海第二原発は、運転期限 40 年を超えた「老朽」原発で、地元や関東圏の住民からも再稼働反対の声が日増しに高まり、住民合意を得られる見通しはない。ところが、東北電力は、これからも約 3,000 億円の安全対策工事費の債務保証を行ない、さらに数 100 億円も無償提供するという「経済合理性」にも当てはまらないことを行なおうとしている。また、敷地地盤の活断層問題で東通原発の再稼働が見通せないのにも関わらず、企業版ふるさと納税制度を悪用し 2 億円の寄付を東通村に行なった。このようなことは、“負の遺産”を増やすだけであり、一刻も早く止めるべきです。

4 月 30 日、東北電力は樋口新社長の定例記者会見で、女川 2 号機の安全対策工事の完了時期を、2020 年度から 22 年度に延期する（完了延期は 4 回目）と発表した。また、「2019 年度決算および

2020年度業績予想、2019年度期末配当」や、取締役等の報酬制度で「株式報酬型ストップオプション制度」を廃止し「業務連動型株式報酬制度」を導入する議案を、第96回定時株主総会(6月25日)に付議する事も公表した。

さらに、HPで「基盤事業の『電力供給事業』の構造改革を通じた徹底的な競争力強化により安定的に収益を確保するとともに、成長事業の『スマート社会実現事業』などに挑戦し、経営資源を戦略的に投入していくことで、自らのビジネスモデルを大きく転換」するとして、会社定款の(目的)の事業に、「分散型エネルギー資源等を活用したエネルギーサービス」「エネルギー関連事業の設備及び機械器具の製造、販売、リース、設置、運転及び保守」「ガス事業」「情報提供サービス」「コミュニティサポート事業」「廃棄物の処理及び再生利用」等を追加する定款変更議案を付議することを告知した? これって自然エネルギーにシフト!

電力自由化で、原発がますます“お荷物”になり、東北電力も“足掻き”始めました。今年の株主総会は、新型コロナウイルスの影響でどうなるか分かりませんが、上記の脱原発議案と、事前質問書を基に、「女川原発再稼働中止—全ての原発の廃炉」を経営陣に迫って行きます。(空)



## 今、女川では

女川町議会議員 阿部美紀子

### その 18. 責任回避・人権無視の規制委と東北電力

#### 女川2号機を動かしてはならない

2月26日、原子力規制委員会は、女川原発2号機の新規制基準適合審査に正式合格を認めました。事実上の再稼働容認です。パブリックコメントも募集されましたが、それがどのくらい反映されているかは疑問です。

というのも、昨年11月適合性審査了承前の10月12~13日の台風19号では、女川町は各地の道路が被害を受け、他地域との通行が17時間も途絶えていたことが明らかになっています。もちろん、空も海も使えた状態ではありません。このような事実を踏まえても、「適合性了承」とした、人権無視もいいところです。現在のようなコロナウイルスが蔓延する状況で、原発事故が発生したらどうなるのでしょうか。規制委員会とは何ばかり、「容認」委員会としか言いようがありません。

また、3月16日、川内原発1号機が運転を停止しました。テロ対策施設(特定重大事故等対処施設)が設置期限内に完成しなかったためです。それならば、テロ対策施設のない原発を稼働させようというのは、矛盾があります。

憲法第11条では「現在および将来の国民への基本的人権」が、第13条では「生命、自由、及び幸福追求に対する国民の権利」が述べられてい

ます。さらに、第11条、第13条に基づいた上で、「健康で快適な生活を維持する条件としての良い環境を享受する権利」として、環境権が通例となっています。

住民の避難計画が必要、テロ対策が必要な施設ということは、それだけ原発が危険なものということに他なりません。

今後、地元同意が焦点となると言いますが、地元が同意し、原発が稼働し事故が起きた場合、地元にも責任が生じます。

避難を余儀なくされた場合、生活の糧はどうしますか。福島では家畜の牛が餓死したり、(悲しい言葉ですが)殺処分されたりしました。カキ、ホヤ、ホタテの養殖は? 銀ザケのエサやりは? 宮城県漁協の南三陸町戸倉支所、石巻市の3支所は、厳しい条件をクリアしてカキの国際認証を取っています。みな、女川原発から30km圏内に入っている、避難しなければならない地域です。

女川原発1号機の廃炉が決定し、その説明の際、34年の廃炉工程で使用済核燃料の処分はちゃんと行なえるのか質問した時の答えは、「我々は発電事業者であって、処分事業者ではない」というものでした。2030年、2050年問題では、大手電

力会社がなくなるという予想もあります。現に、NTT、ソフトバンク、エネオス、出光なども電力事業に参入しています。今でさえ不誠実な回答をする電力が、どのように責任をとるのか。10万年管理しなければならない放射性廃棄物に、どのように向き合い、責任を負うのか、甚だ疑問です。

3月2日から行われた女川町3月議会には、「女川原子力発電所2号機の再稼働に反対する請願書」が大崎地方の11団体から、「広域避難計画の実効性が確認できるまで、女川原発2号機の再稼働に同意しないことを求める請願書」が前女川町議が事務局長の1団体から、また「東北電力株式会社女川原子力発電所2号機の再稼働に関する意見書を求める陳情書」(再稼働について切に希望するもの)が女川商工会から提出されました。

これらは、原発対策特別委員会に付託され審議することになりました。委員長は、エネルギー庁、規制庁、内閣府の説明を求めると言っていますが、国の説明だけでは不公平です。国の意見に賛意を唱えることだけが議論ではありません。

憲法第11条にある「現在及び将来の国民」に責任を果たすために、今私たちができること。処分のできない放射性廃棄物をこれ以上増やさないと。そのためにも原発の再稼働は絶対許されません。

(「スペース21」第117号より転載)

## ●脱原発みやぎ金曜デモ

新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら、参加者の健康と公衆衛生を第一に、再開を検討中。再開予定はブログ(miyaginonuke.blog.fc2.com/)で発表。(090-8819-9920電話は20時~22時まで)

## 【編集雑記】

●4月1日、東北電力は、送配電部門の法的分離(分社化)を実施、100%子会社の東北電力ネットワーク(従業員数約7500人)が発足。事業持ち株会社の東北電力は、発電・小売部門を担い、従業員は約4500人。NTTから分社した携帯部門のNTTドコモの方が大きく業績を伸ばしたように、将来、原発を抱える本体が没落し、力関係が逆転することになるのか?! ●同日、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」の改正により、原発の「新検査制度」が施行された。稼働率を上げるために、国(原子力規制委員会)が行ってきた定検(施設定期検査)は廃止され、電力会社が「定期事業者検査」を実施し、国の「終了証」交付などは行なわれず、「電力会社の一義的責任」に。運転停止期間の短縮が助長さ

れ、機器・配管等にひび割れ・腐食減肉等の劣化があっても、電力会社が良い(安全?)と判断すれば、補修せず放置したまま、運転期間を今の13ヶ月から段階的に最大24ヶ月の連続運転が可能になった。ますます危険性が高まることに。●また、原発事故時対応?拠点として移転新築した、女川原発から北西約7kmの「県女川オフサイトセンター(緊急事態応急対策等拠点施設)」が、正式運用開始。福島事故の教訓は生かされず、重大事故が起きた時、こんなに近くでは対応ができず、結局、放棄されてしまうのでは。●4月、コロナ禍で映画館が閉館になると聞いて慌てて、『鳴り砂』臨時特別号で紹介された『Fukushima 50』を見た。会話が途切れるほど非常ベルがけたたましく鳴るシーンはなく、逆に米軍の「トモダチ作戦」のシーンって必要?と、いろいろ気になるシーンもあったが、他の安全・安心な発電設備が沢山あるのに、身を削り、放射能に立ち向かう“決死隊”が必要な原発って、本当に必要なの?と改めて思った。(空)

【お詫び】前号『鳴り砂』の「大崎市 本焼却に向けて本格的に動き出すーいかに阻止するかー」は、船形山のブナを守る会の芳川良一さんから頂いた報告でした。編集集中にお名前を消してしまい、お詫び致します。(空)

## 【もくじ】

- コロナ禍の中でも、女川2再稼働を止める闘いの継続を! .....1
- 原子力規制庁の報告会? .....2
- 宮城県検討会と新潟県技術委員会 .....4
- 六ヶ所再処理工場「合格」  
＝燃料「逆流」の脅し .....7
- 策を弄して「実効性の欠如を  
覆い隠す点において、極めて悪質」 .....8
- 今年は「原子力発電は行わない」  
等の株主提案 .....9
- 責任回避・人権無視の規制委と東北電力 .....11
- 編集雑記 .....12

## 【別冊もくじ】

- 3.26女川2内部被ばく  
＝東北電力の「感受性」 .....1
- 時間を持て余しているなら、  
規制委ガイド2つ .....4
- 女川原発アラカルト .....6
- 汚染廃棄物「焼却」をめぐる動き .....8